

## 第 1 1 次阿久根市交通安全計画概要

趣 旨 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通安全対策基本法に基づき、交通安全計画を策定しこれまで取組を実施してきた。</li> <li>○ 現計画期間の終了により、国や県の計画を踏まえて新計画を作成する必要がある。</li> <li>○ 国では次を基本理念として計画を策定 「交通事故のない社会を目指して」「人優先の交通安全思想」「高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築」</li> <li>○ 県では次を基本理念として計画を策定 「人命尊重の交通安全思想に基づく交通事故のない社会の実現」</li> </ul>
市の基本理念 (県と同様)	「人命尊重の交通安全思想に基づく交通事故のない社会の実現」

第 1 章 道路交通事故のない 社会を目指して	第 2 章 道路交通安全 についての目標	第 3 章 道路交通安全についての対策	
		対策の重点及び推進事項	主な施策
交通安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、道路交通事故のない社会の実現を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通事故による年間死者数を 0 人（ゼロ）</li> <li>○ 事故の発生件数を年間 50 件以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎最重点 子どもと高齢者の安全確保</li> <li>◎重 点 歩行者及び自転車の安全確保、生活道路における安全確保</li> <li style="text-align: center;">〈重点推進事項〉</li> <li>● 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進</li> <li>● 地域が一体となった交通安全対策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 高齢者の交通安全対策の充実・強化</li> <li>◇ 道路交通環境の整備</li> <li>◇ 交通安全思想の普及徹底</li> <li>◇ 救助・救急活動の充実</li> <li>◇ 被害者支援の充実と推進</li> </ul>